

# 児童手当の手続きに関するフローチャート

第3子以降の考え方(算定児童)



必要な手続きを確認できます

手続きは不要です。

公務員の方は勤務先にお問い合わせ下さい。

主たる生計維持者の住所地  
※笠間市(こども福祉課)での手続きは不要です。

笠間市から児童手当が振り込まれている。  
※特例給付(1人につき月額5,000円)を受給している方も、「はい」を選択してください。

いいえ  
高校生年代までの児童を養育している。

はい  
公務員である

いいえ  
主たる生計維持者※1は笠間市に住民票がある。  
※1) 父母のうち主に所得の高いほう

はい  
児童の兄姉等(H14.4.2生~H18.4.1生)がいて、その子を含めて3人以上子がいる  
※右上の図参照

はい  
「認定請求書」「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。  
※第3子加算の算定対象は、親等の経済的負担がある子に限ります。

いいえ  
「認定請求書」の提出が必要です。

はい  
児童の兄姉等(H14.4.2生~H18.4.1生)がいて、その子を含めて3人以上子がいる  
※右上の図参照

いいえ  
高校生年代の児童を養育している

はい  
「額改定認定請求書」「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。  
※第3子加算の算定対象は、親等の経済的負担がある子に限ります。

いいえ  
手続きは不要です。

はい  
高校生年代の児童は算定対象として登録されている

いいえ  
「児童手当制度改正のお知らせ」の裏面、手続きが不要な方の③に該当する場合ははいを選択してください。

はい  
手続きは不要です。

いいえ  
「額改定認定請求書」の提出が必要です。